

議案第43号

加西市ふるさと創造条例の制定について

加西市ふるさと創造条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和 平

加西市ふるさと創造条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 役割（第4条—第6条）

第3章 市の基本的施策（第7条）

第4章 委任（第8条）

附則

私たちは、先人が営々と築き上げてきたこの地加西に暮らしている。「播磨国風土記」にも記され、豊かな風土に恵まれながらも、数多のため池を擁する地勢は先人の計り知れない労苦と努力を物語っている。今、安心して暮らせる地域があるのは、あなたたちのおかげである。また、自然界からもたらされる実りは、ここに暮らす人々の幸せを支えてきた。人間も動物も自然を父とし母として生まれ、その中で共生し暮らしてきた。

しかし、現代の豊かさは人間だけに向かっているのではないか。これまでの豊かさを作り出してきた仕組みは、時代の変化の前に^{きし}軋んでいる。豊かさの源泉である自然界への崇敬の念は薄れ、盤石であると信じていたものは大きく揺らいでいる。

心を研ぎ澄まし、自然の示唆に気付かねばならない。そして、深く考える。

そのことを、阪神・淡路大震災や東日本大震災に遭遇した人々が助け合う姿に、明らかに見いだすことができる。それは、人が信頼し合い、慈しみ合う中にある人を思う心である。思いやりが溢れるまちづくりは、未来に誇れるまちを創り、人を育み、希望を生み出して行く。

未来に続く幸せなまちは、一人ひとりが家庭、地域社会や自然とつながり、自ら考え行動する住民が主人公になる。地域の中で自分らしく暮らし活動する住民が集い、ふれ合い、語り合い、互いを知りあうことで絆が強まり、「思いやり」はさらに深まる。

ここに、私たちは、今に暮らす全ての加西市民と後世に暮らす市民のために、豊かな歴史と美しい風土のもと幸せに暮らすまち加西市を維持し、さらなる発展を目指して、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、加西市における住民の主体的な参画と協働によって、持続可能なまちづくりを推進するための基本理念を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 住民参加 市の意思形成の段階から住民の意思が反映されること並びに市が事業を実施する段階で、市、住民及び事業者が協働することをいう。
- (2) 協働 市、住民及び事業者がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 将来にわたり地域が活力と希望にあふれ、住民が幸せを実感できるまちづくりを推進するため、市、住民及び事業者は協働する。

- (1) 市、住民及び事業者は、地域の個性と自主性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。
- (2) 住民参加は、子ども、大人及び男女を問わず人権が尊重され、適正に運営されなければならない。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、住民及び事業者自らがまちづくりについて考え、行動する活動を円滑に推進するための支援、情報の共有に努めなければならない。

(住民の役割)

第5条 住民は、基本理念に基づき、住民参加に対する理解を深め、地域社会に関心を持ち、自らの責任と役割を自覚し積極的な参加、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域の一員としての役割を認識し、まちづくりを推進することに努めるものとする。

第3章 市の基本的施策

(地域の将来ビジョン)

第7条 市は、地域住民が総意を持って自ら策定する実現したい地域の未来像である地域の将来ビジョン（以下「地域ビジョン」という。）について、その意見を尊重

するとともに、市の総合計画及び諸計画の実施にあたり、可能な限り地域ビジョンを反映することに努める。

第4章 委任

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

まちづくりの基本理念や、市、住民、事業者等の役割等を定め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していこうとするもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成25年9月定例会

議案等の件名	議案第43号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市ふるさと創造条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

まちづくりに関する基本的な理念や協働のための市、住民、事業者等の役割等を定め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現して行く。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県下10市において、住民、行政等の役割・参加について条例を制定している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	9	住民参画・男女参画で地域を元気にする加西
基本計画	28	情報公開と住民自治のまちづくり

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
66,000				66,000

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

住民主体のまちづくりを進める組織として、原則として小学校区単位で地域ふるさと創造会議を設置し、地域課題の解決を図って行くために交付金を交付
5年間 1地区6,000千円×11地区=66,000千円

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

- ア. 関係団体代表者、学識者からなる「ふるさと創造会議検討委員会」を設置。住民主体のまちづくりのあり方について検討
- イ. タウンミーティングを開催し説明及び意見聴取を実施
- ウ. パブリックコメントを平成25年7月3日から7月31日まで29日間実施。結果は「意見なし」

⑨【政策の効果予測】

条例の趣旨を踏まえ、条例に基づく取組みを全市的に推進することにより、条例制定の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会」の実現につなげていく。
具体的には、(ア)住民の自治意識の醸成による、住民の行政への参画や協働の促進、自治会やNPO団体などの活動の促進、(イ)市職員の、住民参画や住民との協働、住民の視点に立った住民サービスの一層の推進等を見込む。

担当部局	担当課	添付資料の有無
ふるさと創造部	ふるさと創造課	有・ 無